

平成18年11月24日(金)

於：舞台が丘会館大会議室

開 会： 午後1時30分

閉 会： 午後2時40分

第一回国民保護協議会議事録

(司会：総務課長)

皆様、本日は大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、総務課長の竹内と申します。議事に入るまでの間、進行を努めさせていただきますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

定刻になりましたので、これより第1回国民保護協議会を開会させていただきます。

それでは、最初に土屋市長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(市長あいさつ)

このたび、皆様には国民保護協議会委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、また、お忙しい中、第1回東御市国民保護協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本協議会は、平成16年9月に施行されました国民保護法に基づく協議会でございます。武力攻撃事態等が起きた場合に、国から国民保護対策本部を設置するよう指定された場合には、東御市国民保護対策本部を設置し、東御市国民保護計画に基づき、市民の避難誘導等の「国民の保護のための措置」を実施しなければなりません。

この東御市国民保護計画につきましては、国民保護法の規定により、東御市国民保護協議会に諮問して作成しなければならないものとなっております。

本市におきましては、平成18年3月議会におきまして「東御市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」並びに「東御市国民保護協議会条例」を制定し、施行したところでございます。このことから、このたび平成18年度におきましては、本協議会を設置し、保護計画の策定に取り組むこととなりました。

したがって、本日、本計画を策定するにあたり、皆様方、委員の方々にお集まりいただいた次第でございます。どうか皆様のご意見、お考え等をいただき、東御市民の生命、身体及び財産を守るべく計画策定に対しまして、ご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。第1回東御市国民保護協議会開催のあいさつといたします。

(司会：総務課長)

ありがとうございました。

次に任命辞令の交付に移らせていただきます。本来でございますと市長から委員の皆様方一人ひとりに辞令をお渡しするところでございますが、時間の関係もございまして、事前に皆様の前に辞令を置かせていただいております。これをもちまして任命辞令の交付

に代えさせていただきますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、初回の集まりでございますので、ご出席の皆様にご自己紹介をしていただきたいと思っております。上小地方事務所長さんから時計回りをお願いいたします。

(上小地方事務所長以下自己紹介)

(司会：総務課長)

ありがとうございました。尚、本日は3名の委員が所用により欠席しておりますので、私からご照会させていただきます。法第4項第6号委員の東御市議会事務局長 依田 政一様、同じく市民病院長 岡田 敬司様、第4項第5号委員の東御市教育長 柳沢 英夫様 以上でございます。

それでは、議事に入ります前に市国民保護協議会の設置趣旨、市国民保護計画の策定趣旨につきまして事務局より説明させていただきます。

(事務局：総務係長 飯島)

お疲れ様でございます。私は国民保護計画を担当させていただいております事務局の飯島と申します。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

それでは、次第の5番であります設置趣旨につきましてご説明させていただきます。

只今市長の挨拶にもございましたが、平成16年9月に施行されました「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、いわゆる国民保護法の制定を受けまして、市ではこの3月に「東御市国民保護協議会条例」と「東御市国民保護対策本部及び東御市緊急対処事態対策本部条例」制定し、これら事態に対する体制整備を図ってきているところでございます。

お手元の次第1ページをご覧ください。本協議会は、国民保護法第39条により設置するものでございます。目的は、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く市民の意見を求め、市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、東御市国民保護協議会を設置するものでございます。

所掌事務でございますが、1点目は市長の諮問に応じて市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議することでございます。2点目は、その重要事項について市長に意見を述べることでございます。当協議会の会長は市長であり、委員は国民保護法第40条第4項に掲げるものの中から市長が任命することになっており、本日ご参会をいただいたところでございます。

本市の場合、すでにご承諾をいただいているところですが、本日ご参会いただいている皆様は、東御市防災会議の皆様でございます。

本会の運営についてでございますが、協議会の会議は会長が招集し、議長を務めることになっております。又予め職務代理を定めることになっております。

続きまして、市国民保護計画の策定趣旨につきましてご説明申し上げます。次第の3ページをお開き下さい。国民保護計画は国民保護法第35条により、武力攻撃等において市町村が国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための行動計画を策定するもの

でございます。平成17年3月に閣議決定された国民の保護に関する基本方針、さらには平成18年1月31日に総務省より示された市町村国民保護モデル計画、又本年3月に策定されました長野県国民保護計画を踏まえまして、平成18年度中に東御市国民保護計画を策定することになります。

東御市国民保護計画の作成につきましては、本日お手元に配布してございます国民保護計画素案を事務局で作成したところであり、これらをベースに来年2月以降に計画決定する予定であります。

(司会：総務課長)

次に、東御市国民保護計画の策定につきまして土屋市長より諮問申し上げます。

(市長諮問書朗読)

(司会：総務課長)

諮問手続きが無事に終了いたしました。

次に職務代理の選任についてでございますが、職務代理の選任につきましては、本年3月に制定いたしました東御市国民保護協議会条例第3条の規定によりまして、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理するとされています。会長より予め助役を職務代理にすると指名がございますのでここにご報告申し上げます。

(司会：総務課長)

それではこれより議事に入るわけですが、会長所用により退席させていただきますがよろしくお願いいたします。

それでは議事につきましてよろしくお願い申し上げます。

(会長職務代理 助役)

それでは、次第でございます第8を進行させていただきます。まず初めに「東御市国民保護協議会運営規程」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

(事務局：担当 掛川主査)

はい。私は、国民保護を担当しています総務課総務係の掛川と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではお手元の次第6ページをお開き下さい。「東御市国民保護協議会運営規程(案)」についてご説明申し上げます。この規程案は、東御市国民保護協議会条例第7条の「この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。」という条文に基づき作成するものです。

本案件に係る重要な部分2点につきましてご説明いたします。一点目は第4条の「会議の議事録を作成する」という点であり、2点目は第5条の「協議会及び議事録は公開する」ということでございます。いずれも国民保護法における第39条の趣旨に則り、広く住民の意見を求めることに配慮したものであります。

(会長職務代理 助役)

提案説明が終わりましたが、何かご質問などございませんか。

(質疑なし)

ご質問が無いようですので、お謀り致します。当協議会の運営規程案につきましてご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議ないようですので、案のとおり運営規程を定めることとし、只今より施行することと致します。よって、本日代理出席された方は、只今から議事の決定に参加いただきますようお願い致します。

(会長職務代理 助役)

次に、東御市国民保護計画の基本的な考え方、計画の体系及びスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

(事務局：担当 掛川主査)

はい。次第 6 ページをお開き下さい。まず初めに、東御市国民保護計画の基本的な考え方についてご説明いたします。

1の計画作成にあたっての基本的考え方でございますが、国民保護法その他法令、国民保護に関する基本指針、市町村国民保護モデル計画及び長野県国民保護計画を踏まえ、かつ整合性を確保した「東御市国民保護計画」を作成することを基本と考えております。

又、2の基本方針につきましては、

- 1、基本的人権の尊重
- 2、国民の権利利益の迅速な救済
- 3、国民に対する情報提供
- 4、関係機関相互の連携協力の確保
- 5、国民の協力
- 6、高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 7、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- 8、国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- 9、地域特性への配慮

以上、9項目について特に留意し計画を作成することといたします。特に基本的人権の尊重につきましては、国民保護の実施にあたり国民の自由と権利に制限が加えられる可能性があることを踏まえ、その際にも制限は必要最小限として、公正かつ適正な手続きのもとに実施することを基本とするものでございます。又、国民の協力につきましては、国民保護措置の実施のため住民に対し必要な援助について協力を要請するものでありますが、この場合におきましても、あくまでも自発的な意思によって行われることを基本とするものであります。

次に3の地域特性への配慮ですが、市の地域特性として次の3点について特に配慮して計画を作成するものであります。

- 1、千曲川沿岸工業地帯の中核都市として、上信越自動車道、国道18号線、主要地方

道・小諸上田線といった幹線道路網が整備されており、交通の要所であること。

2、多くの観光資源、観光スポットが所在し、県内外から利用者が多いこと。

3、群馬県との県境に立地することから、長野県のほか関係機関、関係自治体との緊密な連携が必要であること。

次に、4の関係機関との連携体制の整備であります。市国民保護計画の作成にあたっては、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、東御市地域防災計画における連携体制をベースとして、国、県、近接市町村、指定公共機関、指定地方公共機関との連携体制を平素から整備し、その内容を計画に反映させるものとします。

自治事務である防災と法定受託事務である国民保護につきましては、事務性格上異なるものであります。自然災害と武力攻撃災害、いずれも災害対処には変わりございません。それら趣旨から地域防災計画とは整合性を確保したいと考えるものでございます。

続いて次第8ページをご覧ください。こちらが東御市国民保護計画の体系（案）でございます。本体系（案）につきましては、地方自治法に基づく地方公共団体に対する技術的助言として、総務省において作成されたモデル計画を基調とし、5編と資料編からなる体系によって整理してございます。

最後に、次第10ページの東御市国民保護計画作成スケジュール（案）ですが、本日の会議に際しまして事務局素案を別冊とおり配布させて頂きました。この素案を基に、来年1月15日に中間協議をいただき素案を成案にし、その後長野県との協議を行い2月中旬には計画決定をする予定でございます。その後、議会報告を経て、市民に公表してまいりたいと考えております。

提案議題の説明につきましては以上でございますが、「東御市国民保護計画（素案）」と国の示す「市町村国民保護モデル計画」の相違点につきましてご説明申し上げます。

なお、素案につきましては、膨大なページ数であり、細部に亘っての説明は省略させていただきますがご了承願います。

別冊のA4横長資料をご覧ください。東御市国民保護計画（素案）が市町村モデル計画と大きく相違する点について特化して簡潔にご説明致します。

まず1点目は、新たな情報伝達システムの構築に向けた検討及び整備でございます。

市が実践する国民保護措置の仕組みを定めるにあたり、警報の発令といった最も重要な避難の初動体制に関しては、現状の情報伝達手段である防災行政無線、オフトーク通信網、CATV網、巡回広報車、一斉FAX等に加え、国によって開発される全国瞬時警報システム（J-ALERT）の将来的な導入を踏まえ、新たな情報伝達システムの構築について検討、整備を図っていくことを明記してございます。

2点目は、国民保護対策本部の組織体制でございます。

国民保護対策本部の組織体制については、モデル計画において、対策本部長の補佐機能を有する5つの班を設置することとしていますが、事案への対処活動を実施しやすいようにするため、又指揮命令系統の機能麻痺を避けるため「総務班」「情報通信班」の2つの体制としました。これは災害対策本部組織編成における「本部室」機能を基本的に踏襲したものでございます。

3点目は、総合調整・連絡組織の設置でございます。

武力攻撃事態等および緊急対処事態においては、国からの対策本部設置の指定がない場合であっても、国民保護措置（緊急対処保護措置）の総合調整が必要となる場合もあり得ることから、市長の判断により市国民保護対策本部に代わる総合調整・連絡組織である「市総務部総務課体制」および「市緊急対処事態連絡室」（仮称）体制を整備することとし、職員の参集基準等について定めてございます。

最後に4点目ですが、「モデル計画第4章 市の地理的、社会的特徴における市内生活関連施設の把握」でございます。

モデル計画におきましては、道路、鉄道、空港、港湾の所在のほか生活関連施設として発電所等の所在について、その公開情報に基づき記載するよう求められているところであり、又長野県国民保護計画第2編 「第3章 生活関連施設等の施設把握等」においても市町村における平素からの備えとして県を通じて把握し、安全確保措置の実施のあり方について定めることとされているところです。しかしながら公表が義務付けられている市国民保護計画において、これら情報を公にすることによってかえって武力攻撃のターゲットとなり得る可能性が高くなるのではないかと懸念があることから、国の見解を待って計画に含めるか否か検討しているところでございます。

資料の説明は以上でございますが、何分にもページ数が多く、中身の詳細までご説明ができず恐縮ではございますが、お持ち帰りいただきまして、十分に精査いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

（職務代理：助役）

資料説明が終わりましたが、何かご質問などございませんか。

本案は、これから作成する市の計画の根幹でございますので、是非皆様の忌憚の無いご意見、ご要望を頂戴したいと存じます。

（鳴澤委員）

細部に亘っての確認はできていませんが、計画素案67ページに「国民保護法第108条第1項に基づく措置」として3号対象物件に「死体」という表記があります。確かに汚染の拡大を防止するための措置項目ですから“死体”という言葉遣いになるのだとは思いますが、“物”扱いした表記方法はいささか抵抗感があるのですが、これは“遺体”といった表記に改めることはできないのですか。

（職務代理 助役）

只今の質疑について、事務局いかがですか。

(事務局 掛川主査)

はい。計画素案67ページの措置項目につきましては、法第108条第3項を引用し“死体”という表現にさせていただきます。表現に抵抗感があるという委員ご指摘でございますが、これらについては原文を踏襲せず、市民の皆様にご理解いただける適切な表現にあらためるよう検討致しますのでよろしくお願い申し上げます。

(職務代理 助役)

委員如何でしょうか。

(鳴澤委員)

適切な表現にしていれば、ご異議ございません。

(職務代理 助役)

その他ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

お諮りします。市国民保護計画作成の基本的な考え方、計画の体系及びスケジュール(案)につきましては、ただいま、事務局よりご説明申し上げました進め方によることにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、本日いただきましたご意見につきましては、今後素案に反映するとし、その他お気づきの点がございましたら、次回の中間協議又はその前でも結構ですので事務局までお寄せいただければ幸いに存じます。

その他事務局で何かあればお願い致します。

(司会 総務課長)

はい。次回の協議会でございますが、1月15日(月)午後1時30分より開催し、素案をご審議いただく予定でございますが、本件につきましては、改めてご通知申し上げますので宜しくお願い申し上げます。

今後とも、本市の特性に応じた、真に実効性のある計画とするため、皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

これにて、本日の東御市国民保護協議会は閉会とさせていただきます。